

令和2年4月28日提供

問い合わせ先	
担当課	産業振興局 商工労働部 産業政策課
直通	072-228-7414
内線	3510、3512
FAX	072-228-8816

## 中小企業、個人事業主向けに大阪府と共同で 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な被害を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする支援金を大阪府と共同で下記のとおり、支給します。

### 記

1. 対象者 令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、次の①から③の要件を全て満たすことが必要です。
  - ①大阪府内に主たる事業所を有していること
  - ②大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。  
(食事提供施設の運営事業者は、営業時間短縮等の協力を行った場合のみ)
  - ③令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。
2. 支援金概要
  - (1)支給金額 中小企業 100万円  
個人事業主 50万円
  - (2)申請受付 大阪府の申請事務局にて以下の期間、申請を受付  
令和2年4月27日(月)～同年5月31日(日)  
(当日消印有効)
3. 申請相談窓口 休業要請支援金相談コールセンター(令和2年4月22日開設)  
開設時間 <5月11日まで> 9時～19時(土日祝日を含む毎日)  
<5月12日以降> 10時～17時(日曜日を除く毎日)  
電話番号 06-6210-9525 FAX番号 06-6210-9504

※申請手続き等の詳細については、以下の大阪府のホームページ及び別紙をご覧ください。

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

# 休業要請支援金（府・市町村共同支援金） に関するお知らせ

## I 休業要請支援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、**大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け**、特に深刻な影響を被っている**中小企業・個人事業主**を対象に、**家賃等の固定費を支援**し、将来に向けて、**事業継続を下支え**する「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」（以下、「支援金」という。）を支給いたします。

※ 中小企業・個人事業主とは、中小企業基本法(昭和38年法律 第154条)第2条に規定する会社及び個人です。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。

## II 支給額

中小企業 **100万円**（府と市町村で1/2ずつ負担）

個人事業主 **50万円**（府と市町村で1/2ずつ負担）

※ 支援金の支給は1事業者につき1度となります。

## III 対象要件

**令和2年3月31日以前に開業**し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

(1) **大阪府内に主たる事業所**を有していること。

中小企業：本社が大阪府内にあること。

個人事業主：事業所が大阪府内にあること。

(2) 大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、**令和2年4月21日から5月6日**までの全ての期間において、支援金の対象となる**施設を全面的に休業**する、**当該施設の運営事業者**であること。

（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ。）

(3) 令和2年4月の**売上が前年同月対比で50%以上減少**していること。

## IV 申請手続き

### 1. 申請期間

令和2年4月27日（月曜日）から同年5月31日（日曜日）まで（当日消印有効）

### 2. 申請方法

#### 申請者情報の登録受付（Web 受付）

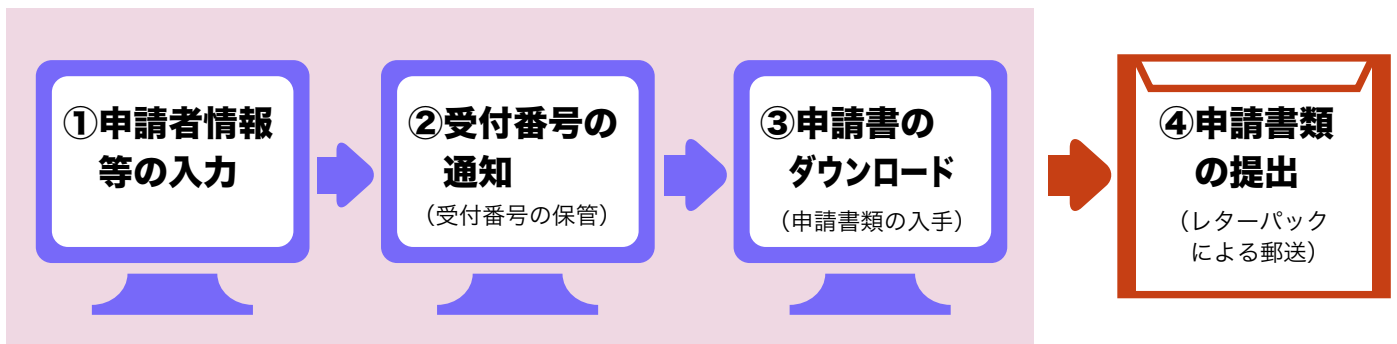
支援金の申請にあたっては、下記の「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）ホームページ」のWeb 受付ページから、手順に従って申請者情報等を入力し、受付登録を行ってください。

【休業要請支援金（府・市町村共同支援金）ホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>



#### Web 受付の手順



## V 問い合わせ

支援金の申請等に関するお問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

#### 休業要請支援金相談コールセンター

〔開設時間〕 午前 9時から午後7時（土日祝日を含む毎日）（5月11日まで）

午前10時から午後5時（日曜日を除く毎日）（5月12日以降）

〔電話番号〕 06-6210-9525

〔ファクシミリ〕 06-6210-9504